

オ・ツと通信

令和8年 9月号



暮らしの
かわら版

賃貸住宅の家賃値上げトラブルに注意！ 対処法は？



＊「突然家賃を値上げすると通知された」という相談が急増しています。
法律に基づいた対処法を知っておくことが大切です。

ひとこと助言

- 家賃の変更は、貸主と借主が互いに合意する必要があります。値上げに直ちに
応じる必要はなく、従来通りの家賃を支払うことで引き続き住み続けることが
できます。
- 貸主からの値上げ要求については、物価上昇など経済事情の変動や、近隣の
類似物件と比べて不相当に賃料が安いなど、正当な理由が必要です。
- 従来の家賃を貸主が受け取らない場合は、法務局で「供託」をしてください。
解決できない場合は、民事調停の利用も可能です。

家賃の値上げ等で困った場合は

消費生活センター(03-5604-7055)にご相談ください。